

「川崎市人権施策推進基本計画」
の改定の方向性について

— 答 申 —

川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会

令和3（2021）年3月

令和3年3月25日

川崎市長 福田紀彦様

川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会
会長 建石真公子

川崎市人権施策推進基本計画の改定の方向性について（答申）

川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会は、令和2年8月31日に、市長から「川崎市人権施策推進基本計画の改定の方向性について」の諮問を受け、審議を重ねてきました。

この度、川崎市人権施策推進基本計画の改定の方向性についての審議の結果をとりまとめましたので、次のとおり答申します。

目 次

「川崎市人権施策推進基本計画」の改定の方向性について（答申）

1	はじめに	1
2	審議経過	4
3	答 申	5
(1)	項目 1 人権に関する施策の基本理念の方向性	5
(2)	項目 2 人権に関する施策の基本目標の方向性	10
(3)	項目 3 人権に関する基本的施策の方向性	13
(4)	項目 4 人権に関する施策に係る評価における「市民との対話」の重要性	17
4	おわりに	20

答申（参考資料）

1	諮問書	23
2	第1期川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会 審議経過	24
3	第1期川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会委員名簿	26
4	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）	27
5	川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第35号）	29

1 はじめに

川崎市は、日本各地や海外から来た人たちを含め、いろいろな人たちが集まり、地域に根付いて、多様な文化が交流する「多文化のまち」へと発展してきた経緯があります。市制施行時、人口約5万人であったまちは、現在、30倍を超える人口を抱える都市へと成長を遂げました。

このように多くの人たちが集い、学び、暮らす川崎市では、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、全ての人々が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らしていくことができる「多文化共生社会」の実現に向けて、人権を尊重し、共に生きる社会を目指して、平成12（2000）年に「川崎市人権施策推進指針」を、平成19（2007）年には「川崎市人権施策推進基本計画」を策定し、人権施策を総合的に推進してきました。

また、その他にも、「川崎市子どもの権利に関する条例（平成12年川崎市条例第72号）」をはじめ、「男女平等かわさき条例（平成13年川崎市条例第14号）」や「川崎市人権オンブズパーソン条例（平成13年川崎市条例第19号）」の制定、「川崎市多文化共生社会推進指針（平成17（2005）年3月策定、平成27（2015）年10月に2度目の改定）」の策定等により、分野別の取組を進めてきました。

こうした中で、経済のグローバル化等がより一層進展し、社会経済システムが変化するとともに、多様性やジェンダーの尊重など人権保護に向けての取組への要望が高まるなど、人権を取り巻く状況も変化してきました。

川崎市では、そのような変化への対応として、一人ひとりの人間の尊厳を最優先する人権施策を推進するため、これまでの施策を基本としながら、人権関連の法律や条例の整備状況、また新たな人権課題などを踏まえ、平成27（2015）年3月に「川崎市人権施策推進基本計画『人権かわさきイニシアチブ』」（以下「現行基本計画」という。）を策定し、平等と多様性を尊重しながら、人権施策を推進してきました。

しかしながら、このような取組にもかかわらず、今なお、不当な差別は依然として存在し、国による平成28（2016）年の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）」制定以降も、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」をはじめ、インターネットを利用した人権侵害などの人権課題が生じています。

諸外国では、このような差別をなくすために、包括的な差別禁止法が制定されている国も多くみられます。例えば、フランスでは、刑法において、出身、性別、家族構成、妊娠、身体的特徴、経済的状況に起因する特定の脆弱性、姓名、居住地、健康状態、自律性の喪失、障がい、遺伝的特徴、道徳、性的指向、性自認、年齢、政治的意見、労働組合活動、フランス語以外の言語で自己表現する能力、特定の民族、国家、主張されている人種又は宗教に所属していること、あるいは所属していないこと（真実がそうでないかは問わない）を理由とする差別を禁止しています。そして、違反した場合には、3年以下の懲役と4万5千ユーロ（約570万円）の

罰金が定められています。

また、インターネット上のヘイトスピーチ（憎悪や暴力、人種差別、性的嫌がらせ等の内容が含まれる表現）については、通報から24時間以内に削除するようにソーシャル・メディア企業に求めることができる法律を2020年8月に制定しました。企業が24時間以内に削除しない場合には、罰金として、最大で125万ユーロ（約1億4500万円）の罰金を科すとしています。

このような差別禁止の法律を制定している国は、フランスだけではなく、イギリス、カナダ、オーストラリア、ドイツ、北欧三国、オランダ等多数にのぼっており、多くの国において、差別の禁止を実効的に推進することが、人権保護にとっていかに重要な課題として位置付けられているかがわかります。

さらに、日本が批准している国際条約、例えば、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）」や「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）」、また、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」でも、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」という「世界人権宣言」に基づき、あらゆる差別を禁止しています。

川崎市でも推進を図る「持続可能な開発目標（SDGs）」は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標で、全部で17の目標のうち、目標5では「ジェンダー平等を実現しよう」を、目標10では「人や国の不平等をなくそう」を掲げており、その実現に向けた取組は、人権施策の推進にも繋がるものと考えています。

しかし、日本では、いまだ包括的な差別禁止法は制定されておられません。人権尊重の観点からは、立法が待たれるところです。そのような状況下では、住民の生活により近い地方自治体は、人権尊重の理念の普及をより一層すすめて、地域の課題に即して差別の解消と人権課題の解決に向けた独自の施策を推進していくことが強く求められています。

こうした状況を踏まえ、川崎市では、全ての市民が差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、令和元（2019）年12月に、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第35号。以下「人権条例」という。）」が制定され、令和2（2020）年7月1日に全面施行されました。

この人権条例は、不当な差別のない人権尊重のまちづくりを推進し、もって人権を尊重し、共に生きる社会の実現に資することを目的としており、その第6条には、「川崎市人権施策推進基本計画（以下「基本計画」という。）」の策定に関する規定が置かれており、令和2（2020）年8月31日に、市長から川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会（以下「本協議会」という。）に対して、人権に関する施策を

総合的かつ計画的に推進するための基本計画の策定に当たって、現行基本計画の改定の方向性についての審議が依頼（諮問）されました。

本協議会では、答申に際して、「条例の制定に至った経緯等」を含め、これまでの川崎市の人権に関する施策などについても、その理解を深めながら、審議を進めてきました。

あらゆる差別を許さず、人権を尊重し、共に生きる社会の実現を目指して、人権に関する施策が検証され、引き続き、その取組が着実に実施されることを求めるとともに、人権条例に基づく基本計画の策定に当たっては、この答申の内容を踏まえたものとなることを期待しています。

2 審議経過

本協議会は、令和2（2020）年8月31日に、第1回目の会議を開催し、正副会長の選出を行いました。

また、同日、市長から本協議会に対して、「令和元年12月に制定した人権条例の理念を踏まえ、現行基本計画については、今般、計画期間の満了（令和8年3月）前に改定することを検討しており、その改定（策定）の方向性についてとりまとめていただくため」として「現行基本計画の改定の方向性について」と、「新たな人権課題の対応策について」との2点について、審議が依頼（諮問）されました。

本協議会では、この2つの諮問事項のうち、まず、令和3（2021）年3月31日を答申期限とする「現行基本計画の改定の方向性について」を審議対象とすることにしました。

本協議会では、第1回の会議から、令和3（2021）年3月18日開催の第5回の会議までの間、慎重に審議を重ね、その結果を踏まえ、答申をとりまとめました。

（※審議経過の詳細は巻末の参考資料を参照）

3 答申～川崎市人権施策推進基本計画の改定の方向性について

人権条例第6条では「市長は、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本計画を策定するものとする」とされ、「市長は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会の意見を聴かなければならない」とされています。

また、「基本計画には、人権に関する施策の基本理念及び基本目標、人権に関する基本的施策、その他人権に関する施策を推進するために必要な事項を定める」とされており、市長から本協議会に対して、現行基本計画の改定の方向性についての審議が依頼（諮問）されました。

本協議会では、現行基本計画の改定の方向性として、次のとおり、項目1から項目4までの4つの事項に集約して、とりまとめを行いました。

(1) 項目1 人権に関する施策の基本理念の方向性

1. 不当な差別のない人権尊重のまちづくりの実現に向けての「基本計画」における「人権に関する施策の基本理念」は、個人の尊重に立脚した、「差別禁止、多様性の尊重、実効性のある人権救済、市民との対話」の4項目を明確に定める必要がある。
2. 人権保護の核心は、日本国憲法第13条によって保障されている「個人の尊重」である。平等、差別の禁止、多様性の尊重、自由及び諸権利の保護は、個人の尊重を基盤としている点に留意し、「基本計画」を策定することが必要である。
3. 高齢者や障がい者等のように、自由や権利の確保に当たって、自治体や公権力による積極的な施策を必要とする人々に関しても、個人の尊重、すなわち「意思決定の尊重」がベースとなる。「基本計画」は、個人の意思決定を支えるための施策であることに留意することが必要である。
4. 差別禁止、多様性の尊重という施策の実効性を高めるために、当事者に対する具体的な「相談・人権救済、自立支援の充実」に力点を置くことが必要である。
5. 施策の実施によってどの程度人権保護が実現したのか、すなわち、川崎市が「人権保護に関する市民との約束をいかに果たしたか」を明らかにし、施策の進展に繋げるため、「市民との対話」を理念として掲げることが不可欠である。
* 「市民との対話」とは、施策の策定への参画はもちろん、施策の実施、実施された施策の実効性の評価、その評価に対する市からの改善策の提示などの全てのプロセスを含む。

人権条例に基づき、「人権に関する施策の基本理念」を定めるためには、人権救済、特に、「差別をなくす」、「多様性の尊重」という点に重きを置いた理念を定めることが要請される。

「差別のない」ということは、人権保護として考える場合、具体的にはどのような施策を必要とするのだろうか。

人権は、大別して自由権と社会権の2種類がある（より詳細には、他に平等、参政権、国務請求権、人身の自由など数種類に分類される。）。自由権とは、文字どおり、国の介入を受けずに、「自由」が保障される権利である。例えば、表現の自由、移動の自由、信教の自由等がある。社会権とは、自由権とは逆に、国をはじめとする公権力の介入によって、初めて実現する権利である。例えば、生存権、教育を受ける権利、勤労権などである。平等、差別禁止及び多様性の尊重は、こうした全ての自由や権利に関して、合理的な根拠のない異なる取扱いを受けないことを保障することを指す。差別を受けている人や行政に声の届きにくい人こそが、人権救済を求めている人である。行政は、そのような人が救済の声をあげる方法を多様に設け、全ての人が個人として尊重されるように、必要とされる施策を実施することが要請されている。

それでは、地方自治体の条例や施策が、差別禁止や多様性の確保を定める意味はどこにあるのだろうか。

それは、第一には、憲法上の基本的人権は、公権力が個人に対して侵害してはいけない人権を定めているため、私人間の人権侵害に対しては、法律や条例によって保護されることが必要だからである。例えば、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）」のような個別の法律や、それに基づいて制定された川崎市の「人権条例」などである。

第二に、はじめに述べたように、地方自治体は住民の生活により近く、人権尊重の理念の普及、住民の課題に即して差別の解消施策、人権課題の解決に取り組むことが要請されているからである。

川崎市の人権条例は、その第5条で「何人も、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない」として、「何人」（全ての人）に向けて、不当な差別的取扱いの禁止を課している。この点が「人権条例」の重要な点である。それにしたがって、「基本計画」も、人権条例の内容を反映した差別禁止に向けて、具体的で実効性のあるものでなければならない。

さらに、高齢者、障がい者のような社会的にケアの必要な立場にあり、多様な意味で支援や保護が必要な人々には、まずは「意思決定の尊重」を基盤に置いた取組や、施策を行うことが不可欠である。自律した個人として、尊厳を持って生きていくためには、個人の自律を支える条件を整えることが必須である。

また、人権条例が「不当な差別のない人権尊重のまちづくり」を明確にその目的と定めており、そして、現在でも人権課題が多く残されている事実を踏まえ、あらゆる分野において、市民一人ひとりの人権に関する実効的な保護や救済を可能とするため、「相談・人権救済、自立支援の充実」の具体化が非常に重要である。

最も重要なことは、以上のような施策が実際に住民の人権保護に役立つために、人権に関する施策の実効性を常に高めていくことである。それには、施策の進展に

関して、あらゆる方法によって「市民との対話」の機会を設け、施策の実効性の検証を求め、さらに対話の成果を市民にフィードバックしていかなければならない。

なお、これまでも、川崎市の人権施策においては、「人権教育」が行われてきており、その成果も次第に浸透してきている。しかし、人権保護に実効性を持たせるためには、教育や啓発の段階を経て、具体的な救済を実現していくべき段階へと進む必要がある。現在でも、人権条例に基づく施策の取組がなされているが、差別とは何かについては、一般的にも法的にも難しい問題である。人権条例の内容についての誤解や解釈の違いをなくしていくために、教育・啓発活動については引き続き真剣に取り組まなければならない。

以上より、「人権に関する施策の基本理念」については、「差別禁止、多様性の尊重、人権救済、市民との対話」という視点を明記することが適当である。

【項目1に関連する主な意見（抜粋）】

<計画全般>

- ・福祉分野では、総合計画があり、地域包括ケアシステム推進ビジョンに、全ての施策が連なるという構図になっている。人権分野についても基本計画に全ての市の施策が連なる又は上下の概念というような形で整理すると、理解が立体的になるのではないか。
- ・理念、目標に、この5年間とか10年間で何をしてくれるというのが欲しい。
- ・計画を作るつもりであれば、ちゃんと基本計画と個別計画の関係が整合するような作り方をしなければいけない。現状、そうっていない。
- ・基本計画だけの話ではなくて、川崎市が人権問題に、どのように組織として対処するかという問題とも関わってくる。基本計画をどう見直すかというのは、それに合わせた組織づくりが当然必要である。
- ・SDGsに関してだが、学校も教育などで頑張っているし、企業もちろん、川崎市でもいろんなところでも出てくる。川崎市のSDGs方針と計画は、ある程度、結び付けながらやっていったほうが市民にも届くのではないか。
- ・全体を通す理念というか、はじめにのところで、どういう視覚で考えたかということで、SDGsを柱の一つとして入れることももちろん可能であるが、SDGsの考え方は、やはり横串になる。そういう考え方を何かの蓋のような形で全般的に指導原理のような形で入れることはあると思う。

<基本理念>

- ・川崎市差別のない人権尊重というところに重点があるので、「差別のない人権尊重のまち」ということをもっと強調するような基本理念を作らないといけないのではないか。
- ・基本理念はここに三つあるが、差別のないまちづくりというところに重点を置いて、2つにしてもいいし、3つにしてもいい。
- ・人権保障的なことと差別の禁止は、各国の法律の中でも両方あったりするので、並立させていいのではないかと感じた。例えば基本理念のところに「差別のない人権が尊重さ

れるまちづくり」とそのまま出してもいいのではないかと思う。

<相談・救済、自立支援>

- ・救済として、川崎市が制度を持っているのは、人権オンブズパーソンだが、対象は子どもと男女の話だけである。この基本計画の中に救済をちゃんと位置付けるのであれば、人権全般に関する救済を、どう制度化するのかということも大切だと思う。
- ・今回、この条例をきっかけに、もう一度作り直すということを考えると、人権救済により重きを置いた理念を定めること、「相談・救済、自立支援の充実」のスタンスというところなどが、非常に重要ではないか。
- ・今の基本理念の2に、あらゆる差別の撤廃と人権侵害の防止とある。そこに人権侵害の防止と救済としたら、川崎市は、救済まで理念として実施しますということであり、別にここに入ってもおかしくはないと思う。
- ・なかなか人権侵害ですよという形で救済できる部分が、とても少ない。弁護士さんに相談しましょうとか、他のところに委ねなければいけないことがとても多い。
- ・全体として自治体が行う人権救済に、どこかに限界があるのかと、初めから諦めてはいけないというような思いもあり、救済という部分をどこかに入れる。今回の基本計画の中で、上位のほうに救済ということをし、取り組んでいただければと思う。
- ・「救済」というような言葉は、上下関係が前提となって助ける人、助けられる人となってくるので、高齢分野でも障害分野でも使わないのが今の流れである。「保護」も同じような視点である。「救済」という考え方は非常に重要なことだと思う。人権侵害が起こってもきちんと対応する機関がないという辺りを明確にすることは大事だと思うが、この計画で「救済」とか「保護」という言葉を使うというのは、どうなのだろうか。
- ・基本計画を市が策定をするときに、人権の啓発あるいは教育という活動だけではなくて、実際に具体的に何か人権が侵害されたときに対応する機関というのが必要であるということがメインである。
- ・全てを人権の「救済」という言葉で統一するには問題がある、分野ごとに適した言葉を用いるべきであるというような書き方ということにできるのではないかと思う。

<意思決定>

- ・高齢者、障害者というのは、権利擁護の対象で、その人たちの意思決定をどういうふうにするかが非常に大事で、それに対してアドボケート（代弁・擁護者）をどうしていくか、そういうのが高齢者、障害者、福祉の分野である。人権を守るべき対象となる人の、意思決定等を、一番根っこの基本理念等のあたりに書いてほしい。
- ・自己決定権というような、権利みたいなことを前面に出すと、逆にいろんなこととぶつかる場所があるので、もし、表現するのであれば、自己決定の尊重とか、もう少し含みを持たせた形のほうがよい。
- ・自己決定というのは、全ての人にとって一番個人の尊重の中心になる価値、人権であるので、それを尊重するということが大事なことである。
- ・自己決定という言葉は、自己責任とセットで論じられることも多く、「意思決定」という言葉を使うようになって、今、高齢分野や障害分野等でも、「意思決定」という言葉が使われている。国も、ガイドラインで「意思決定」という言葉を使っている。そうい

う流れを踏まえると「自己決定」ではないほうがよいのかと思う。

- ・自己決定権の権利性を求めるのは少し強過ぎるのではないかということで、「自己決定の尊重」という形となっている。トリアージするときの本人の意思決定ときなどの「意思決定」というのは分かるが、高齢者の「意思決定の尊重」とかとなると、まだなじみが少し薄いかなと感じた。

<人権教育・人権啓発>

- ・仮に今までの人権教育が「人権を守りましょう」ということであるとするなら、それに加えて「どこからが人権侵害なのか」というところも明確にしていく。そこまで踏み込んで、子どもたち、大人も含めて認識をしてもらわないといけない。
- ・人権の条例の取組がされているが、一部に、かなり誤解されているところがある。インターネット上の投稿を見ていると意図的な人もいるが、一部の人たちは、かなり誤解しているので、広報活動については、真剣に取り組まなければならない。
- ・「表現の自由」という大きな自由がある一方で、人権を尊重しなければならない。「人権の侵害は決して許されない」という大きなもう一つの柱がある。

(2) 項目2 人権に関する施策の基本目標の方向性

- ・「人権に関する施策の基本目標」には、「人権に関する施策の基本理念（差別禁止、多様性の尊重、実効性のある人権救済、市民との対話）」を施策へ繋げるために、以下のような具体的な目標が必要である。
1. 市、事業者、市民による「差別的取扱い」と「不当な差別的言動」をなくすこと。
 2. あらゆる分野で「多様性の尊重」を推進すること。
 3. 「相談、人権救済、自立支援」が、それを必要とする人に確実に届くこと。
 4. 「市民との対話」を通じて施策の実効性を高めること。特に、可視化されにくい人権問題のあること、声の届きにくい当事者がいることに留意した「対話」を目指すこと。

「人権に関する施策の基本理念」には、差別禁止、多様性の尊重、実効性のある人権救済、市民との対話を定めるべきであるが、これらに基づいて、施策を策定し実施するために、具体的な目標が必要である。

差別禁止を実際に施策として実施しようとする際、難しい面がある。まず、差別とは何かという概念の問題でも、人によって、文脈によって、受け止め方が異なる場合がある。ある言葉や取扱いが差別に当たるかは、国や社会、歴史などの状況の影響を大きく受ける。例えば、「宗教」は、ある国では過激な人権問題を引き起こす要因となるが、そこまで過激な問題は引き起こさない国もある。

一方、日本においては、特定の国の出身者に関する差別的取扱いや差別的言動が大きな人権問題となり、立法に繋がった事実がある。こうした差別的取扱いや差別的言動は、過去の歴史に起因し、出身や国籍を原因とする周縁化、「排除」へと繋がっている。全ての人々が個人として尊重されるという日本国憲法の保障する権利は、原則として、日本人だけではなく、外国人にも保障される。

出身や国籍による差別は、本人の責には基づかない原因による差別であり、特に、過去に川崎市で問題となった言動は、歴史的に長期間にわたり日本に居住する人に向けられたものであり、長い間、共に暮らしている人々を「排除」という最も深刻な人権侵害を引き起こしていた。

迅速に、しかし粘り強く、「市、事業者、市民による『差別的取扱い』と『不当な差別的言動』をなくすこと」という「人権に関する施策の基本目標」に向かって施策を重ねることが求められている。

そのほか、「人権に関する施策の基本目標」には、「多様性の尊重、相談、人権救済、自立支援」が、それを必要とする人に確実に届くこと、「市民との対話」を通じて施策の実効性を高めること、特に、可視化されにくい人権問題があること、声の届きにくい当事者がいることに留意した「対話」を目指すことを掲げている。

これらは、施策により実効性を持たせ、実際に人権侵害によって苦悩している人々に届き、役に立つ施策を目指す目標である。目標は、掲げているだけでなく、生きた

施策として必要としている人々に届かなければならない。

「市民との対話」は、基本理念にも掲げているように、施策の策定への参画はもちろん、施策の実施、実施された施策の実効性の評価、その評価に対する市からの改善策の提示などの全てのプロセスを含む。施策を見直し、見えていない人権問題に気づき、さらに施策を進展するという常に人権保護を進めていくことが目標となる。

以上より、「人権に関する施策の基本目標」は、「人権に関する施策の基本理念」を施策へ繋げるための具体的な目標とすべきである。

【項目2に関連する主な意見（抜粋）】

＜基本目標＞

- ・現行基本計画には、「人権教育の推進」、「人権意識の普及」、「人権研修の充実・推進」、「相談・救済、自立支援の充実」、「連携協働による取組の推進」の5つの柱は、間延びした印象を受け、本当に実効性がある柱かという疑問である。
- ・具体的な相談をする窓口というのが、とても大事なので、この5つの柱を見直して、もう少し具体的に、相談する、救済する、自立支援というところを、一つひとつにしてみると、少し頼りがいがある感じになる。
- ・前のものはたくさん書いてあって、それを今、しばって筋をはっきりするのはいいと思ったが、「人権尊重」だけでなく「差別の禁止」も入ったほうがいいのではないかと感じた。

＜現状への課題認識＞

- ・日本には人権を救済する機関というものが無い。西欧諸国や韓国のように、人権委員会や人権救済機関がないので、まずは自治体はその役割を果たさないといけない。
- ・啓発ということはかなりできていても、相談になったときに、人権という名の下では、本当に救済できないなというか、限界をいつも感じている。

＜人権救済のアイデア＞

- ◎無料弁護士相談の回数の増加
- ◎法テラスに対する財政援助（法テラス相談後に弁護士と更に相談する場合の料金負担等）
- ◎オンライン人権相談の拡大
- ◎オンライン民生委員相談会
- ◎人権救急車（119のような番号によって、現にDVやホームレスや生活困窮になった人を救急車で迎えに行き、相談の上、適切な場所・施設へ繋ぐ）の創設等

＜市民意見＞

- ・「市民との対話」において、直接の声の届きにくい人との対話にも配慮が必要である。こどもについては、いじめや差別の問題があるが、直接子どもから訴えるのは難しい。

そのような可視化されにくい当事者や人権問題についての可視化の方法や制度についても「市民との対話」の重要な内容となる。

(3) 項目3 人権に関する基本的施策の方向性

1. 「人権に関する基本的施策」は、人権に関する施策の基本理念である「差別禁止」及び「多様性の尊重」を施策のあらゆる分野において実現されるように、分野横断的な検討が必要である。
2. インターネットを利用した人権侵害は、時代や社会状況の変化等とともに、人権に関する影響が大きく、「人権に関する基本的施策」の全体にも関わるものとなっていることから、「インターネットによる人権侵害に係る取組」については、新たな分野として独立させるべきである。

現行基本計画では、12の分野別施策を立てており、個々の施策は、それぞれの施策を所管する担当部局が推進しており、これらの12の柱立ては、国や他都市における取組事例などを参考に設定している。

しかし、最近、特に統計上増えてきた深刻な人権問題、例えば、子どもの虐待やいじめ、性暴力などに関しては、一つの分野だけの対応では解決しにくい面がある。それらの人権問題は、以前から存在しつつも、近年になってやっとな人権問題として認識され始めたため、被害者の救済に関する総合的な取組は緒に就いたばかりである。子どものいじめの問題を例にあげると、学校、教員、教育委員会、親や関係者の問題だけでなく、差別や親の貧困、子が養護施設で養育されている場合は社会的養護制度の貧しさ、資格のある人材の不足による子どもの心理ケアの不十分さ、子どもの教育を受ける権利への配慮など、子どもの権利保護と子どもをめぐる多様な人間関係や環境の改善について総合的に取り組む必要がある。

人権条例全体の目的である差別禁止と多様性の尊重との関連を踏まえ、各分野別施策には、「人権に関する施策の基本理念」を浸透させ、分野横断的な施策が必要である。

さらに、現行の分野別施策の一部には、その取組内容が具体的に明示されていないものもあり、進行管理を行う上で、その評価が困難と見込まれるものもあり、その取組内容を明示していく必要がある。

さらに、時代の変化とともに、その対応が求められているものとして、「インターネットによる人権侵害に係る取組」がある。SNS等の利用が幅広い世代に広がっている最近の社会情勢下においては、「人権に関する基本的施策」の全体にも関わるものとなっていることを勘案し、一つの柱として独立させる必要がある。

以上より、「人権に関する基本的施策」については、時代や社会状況の変化等に鑑み、「分野横断的な人権施策」の視点を加えること、及び「インターネットによる人権侵害に係る取組」を新たな分野として独立させることが適当である。

【項目3に関連する主な意見（抜粋）】

<分野別施策>

- ・12分野で計画ができているところと、できていないところがある。市として、それぞれ全ての分野において計画をつくるのか、指針にするのか、個別の施策にとどめるのか。
- ・分野を増やしていくと、また分かりにくくなるので、何か一緒にできるようなものはないか検討すると、一緒にできるものが幾つかあるような気がする。分野の数は12ぐらいがいい。増やしたり、統合したりできるようなものが幾つかあると思う。
- ・今の分け方は、おそらく、関連法規がもとにあると思う。関連法規は大体、主体とか対象が明示されているので、それに合わせて行政の施策を講じる上で、こういう分類をしたら分かりやすいというところではないかなという気がする。
- ・12の分野別施策は、どんなに不釣合いな感じであっても、やはり特筆して頭出しをしなければいけない部分、対象者のところがあつたら、12のその他の中から取り出してやるというようなことは、やっていったほうがいいのではないかな。
- ・分野別の分け方は、主体で分けているように思う。主体で分けてあるほうが、自分がどれに該当するのか、どういう立場に置かれているのか分かりやすい。インターネットの問題は、人権侵害の手段である。障害者の方、同和問題、外国人、患者、感染者、ホームレス、拉致問題、性的マイノリティといった方々をターゲットとして、人権侵害の手段として、インターネットが利用されている。
- ・最近では、ネットの影響が特に大きくて、ひどいので、ネット問題は、全体に関わってくると思う。分類から言うと、主体で分けられているところに、この手段がついているのが、整理として若干違和感があるという気がする。
- ・インターネットによる人権侵害というのは、対象別みたいなところに入るというよりは、施策の方向か何かというような辺りか、大きな位置付けがあるものとして、どこか、もうちょっと上のほうの、違うカテゴリーで入ってきたほうがいいと思う。
- ・社会の全体的な傾向として、人権とインターネットがすごく絡まっていると思うので、何か全体的に引っかかるようなところがいいかなと思う。
- ・基本施策のところについて、やっぱりネット問題というのは、昨今、比重が増しているように思う。そういう意味では、項目として別立てしていただいたほうが、川崎市として適切に取り込むというところで、アピールできるのではないかな。
- ・ネット問題に関して、二つあると思っている。一つは、どのように教育をしていくか。学校教育もそうであるし、一般の方たちへの情報提供も必要だと思う。もう一つは、実際に権利侵害をされた人々をどう救済するか。教育の側面と権利救済の側面、この二つのところを各論としてネット問題は項目として挙げたほうがいいのではないかなと思う。

<子ども>

- ・この数年、子どもたちの状況は変わってきていると思う。特に今年はいじめが本当に増えているという話も聞き、子どもたちの中で差別又はいじめというものがなくなるという状況がある。
- ・いじめは、昔からずっと存在してきており、昔のほうがひどいじめもあったように記憶している。すなわち、学校においていじめは常に問題だったが、それへの対応がなさ

れてこなかったということも指摘したい。

- ・子どもたちに、教員から、人権は守るべき、差別はいけない、いじめはいけないということをお話せば、当然、子どもたちは理解して、そのとおりですと言うわけであるけれども、やはりいじめはなくなるというのが現状である。今は、どちらがいじめているのか分からない状況もある。スマホ、ラインとかでの見えないところでのいじめもあり、ある子どもが書き込み、ある子どもがそれに反応するというのがある。
- ・学校現場において、子どもたち自身が加害者にもなるし、被害者にもなるということをも十分理解する中で、常にやっぱり人権について考えていくということは大事なのかなと思う。どちらかが正しいじゃなくて、私たち大人もそうであるけれども、子どもたちは、どうしても何かしらの差別をしてしまいがちなところもあるので、加害者になり得る、又は被害者になり得るという立場で、人権についてしっかり考えるというのが大事と思っている。
- ・侵害された者だけじゃなくて、する側のほうも救済されないと解決できないような気がすると思っている。いじめる子どもが相手の人権を侵害しているわけであるが、その子の背景に寄っていくと、親から、子どもとしての人権を侵害されているなどがあらわれたりする。自分がされていると思って相手に対して同じようなことをするというようなことがある。形は違うが救済されないとやっぱり解決していかないのかなと思う。このあたりのことを計画の中に盛り込めないか。
- ・学校におけるいじめをどのように防止し、救済するかという問題を、どのような言葉、仕組みで提案していくのかを、一つの課題として考えていかなければいけない。
- ・子どもたちが積極的に身近なところから人権について考えて取組む、そういう思いを持ってほしい。そういう内容を答申の中に盛り込んでいただけるとありがたいと思う。

<暴力>

- ・暴力の問題というのが非常に重大な人権侵害を引き起こしている。例えば女性に対する暴力、家庭内暴力、あるいは親からの暴力、親からの性暴力も含めて、大体女性の7割が暴力を受けているという統計が、昨年出されている。女性には限ることではないが、暴力の問題は、例えば大学などでもサークルなどの、体罰、あるいは、小・中・高の学校における体罰なども法律が改正され、禁止されたが、なおかつ小さいグループ、共同体の中では、力の強い者が暴力を振るうということについて、まだまだ問題が続いているという状況があるかと思う。
- ・どこかの段階で暴力という問題を根絶するということは、まだまだ啓発の段階である。救済というところでも、体罰の救済とか、家庭内暴力の救済とか、性暴力に対するワンストップセンターとか、具体的な施策に繋がるような、施策というところに入れていただければと思っている。
- ・性暴力の問題というのはこの基本計画でどういうふうに捉えるかというのは難しいという意見があったが、やはり女性とか子どもが生涯にわたって傷を負うという意味ではとても大事な、その人権の侵害としては甚だしいと思っている。性暴力だけじゃなくて暴力の問題も含めて、暴力に取り組むこと、暴力について相談するところがどこかにあるとか、暴力から逃げる場所があるとか、暴力はいけないという教育が学校でされるとか、いろいろな意味で暴力についての項目を入れたいと思う。

- ・性虐待を受けた方のその後の人生の厳しさというのは、児童虐待が注目されている中で少しずつ理解が進んできていると思う。暴力というものをどういうふうに取り上げるのかというのはすごく難しいが、日本の社会の中で特に性の問題は、表に出てこなかった。それだけにこじれてしまった、厳しさが増したことがいっぱいあるというのは、最近のジェンダー論だけではなく感じるところでもある。川崎らしい問題提起の仕方を考えていただくといいと思う。

<貧困>

- ・12の分野の分け方のことで、一つ思ったが、現状の分け方の中で、ホームレスというカテゴリーがあった。住居をなくしたホームレスの人だけでなく、今、貧困全体と生活困窮というような言い方とか、生活困窮者自立支援法とかもできたので、もう少し幅広い生活困窮を扱うという形のほうが、よりいいのかなと感じた。
- ・コロナで大変な目に遭っている方にお会いして、実際に関わってきた。食料支援を私たち民生委員とか社会福祉協議会で協力してやっている。若年層のカップルで仕事もない、子どもは小さい子が二人いて、しかもお母さんが病気になっている、そして明日飲むミルクがないとか食べるお米がないとかと、そういう方がたくさんいるので、そういったお子さんたち、それから外国籍のお母さんたちに対する支援を、もう少しやっていかなければいけない。かなり問題が出ているので、外国人の市民のこととか、それから小さな子ども、お子さんを巡る家庭の問題とか、そういったことも少し取り上げていただければと思っている。

<外国人>

- ・5年ぐらい前だと、特に在日コリアンの方と国際結婚の女性や外国ルーツを持つ子どもたちというのが、川崎市に多い方々だったが、この5年ぐらいで若い技能実習生だとか、留学生だとか、労働者だとかの新しく来日している人たちがかなり増えている。新たないろんな人権の問題が出ているので、また計画の個別なところは案には出てきていないが、そうしたところは強調して、是非、書いていただけたらと思っている。

<分野横断的な課題>

- ・地域で見ると、高齢、障害とか、子どもとか、全てのいろいろな複合的な課題が一緒になって起きていることがある。複合的な人権の課題があって、それをどうするかとかという視点も必要ではないか。
- ・行政の分野別ではなくて、地域で実際に起こっている複合的な課題について、どういうふうアプローチするか。特に人権面でどういうふうアプローチするか。そういった議論を踏まえると、基本的な枠組みも変わってくるのか。

(4) 項目4 人権に関する施策に係る評価における「市民との対話」の重要性

1. 人権に関する施策は、実効性を高めることが最も重要である。そのためには、施策の進展に関して「市民との対話」の機会を設け、さらに対話の成果を市民にフィードバックすることが必要である。
2. 「人権に関する施策」の進行管理に関しては、当事者の視点からの検証を導入することが望ましい。
3. 施策に係る評価結果については、課題や改善点を抽出した上で、定期的に本協議会へ報告し、本協議会からの意見などを施策に反映する仕組みとすべきである。

「人権に関する施策」については、「人権に関する施策の基本理念（差別禁止、多様性の尊重、人権救済、市民との対話）」をいかに実効性のある具体的な施策として展開できるかという観点が要請される。

現行基本計画上の施策に係る評価については、「川崎市総合計画」上の事務事業評価の一環として取組を進めているが、本協議会への報告がないことから、各施策の進捗状況を把握することができないため、本協議会への報告を適切に行う必要がある。

また、具体的な「市民との対話」を通じて、事業実施の課題や改善点を明確にすることが大切である。市民との対話の成果は、市民に何らかの形でフィードバックすることが求められる。

以上より、人権に関する施策に係る評価結果については、定期的に本協議会へ報告し、本協議会からの意見などを反映させる仕組みを機能させることが必要である。

【項目4に関連する主な意見（抜粋）】

<実行計画>

- ・基本計画に載っている12の分野で、まだ計画がないところは計画を作る。そういうところから出発をしなければいけないのではないかなと思う。
- ・基本計画、施策、進行管理をどうするかの話だが、PDCAに基づいて進行管理をするのであれば、まずはプランがないといけない。それができたかどうかを評価し、できていなかったら、改善点で新しい計画を作るということでぐるぐる回っていく。

<市民との対話の具体例>

実現可能な施策のアイデアとしては、諸外国の例も踏まえ、次のようなものが考えられる。

◎市民オンブズマンや審議会における市民委員の増員

◎街角人権フェア開催（駅やスーパーなどの広場で、プレゼンターによって、個別の人権問題について語りかけ、意見を聴くことのできる催し）

◎「目安箱」の設置。市民が自由に投稿することのできる目安箱を設置し、そのなかの人権問題は、集約した形で協議会へ報告される。協議会は、そこから取り上げる人権課題を決定することもできる。

現在、市長へのメールやファックスによる「声」のなかでも、人権問題で重要なものがある場合、協議会に伝達される回路を作る。

<人権 NGO 等の人権保護団体との対話>

- ・現在も実施されているが、「施策の策定、施策の実施、施策に対する評価」に関する NGO の参画と協働をさらに推進することで、より良い、寄り効率的な施策が可能となると思う。

<施策の評価>

- ・外部評価あるいは内部評価のために作られる報告書や結果をまとめたものでもいいので、どういうことが行われていたかということを見せてもらい、それに対して協議会として、こういうふうにしてほしいとかの形で勧告等のフィードバックができる方法がないか。
- ・基本計画の施策が、どのくらい実施されたかということについて、各分野から定期的に報告をいただくというサイクルを協議会のルーティーンのような形で、引き継いでいければいいと思う。

<進行管理>

- ・人権の基本計画の施策の進め方、在り方において、P D C A の考え方で、きちりとやるのがいいとは、実は思っていない。
- ・進行管理はやればやるほど、縦割りになってしまうという弊害がある。特に人権については一つの家庭で障害者の子どもがいたり、認知症の高齢者がいたり、DVがあったり、様々な複合的なところについて進んで取り組んだところが、評価が高いとか、そういう通常の進行管理とは別に、横串を刺すような連携を評価ができるような、そういった仕組みにしないといけないかなというふうに感じている。
- ・問題点をもう少しピックアップできるような、その問題点を指摘したこと自体が、例えば人事評価とかでマイナスにならないようにするというのは重要である。
- ・マイナス面について、むしろ残してもらおうほうが本来的なのかなという気はしている。よくやりましたという自画自賛する結果しか出てこない。改善点、問題点をもう少し明確に出るような形でまとめていただければと思う。
- ・来年も同じことをするわけであるので、また次の施策へ、さらに改善された施策ができるようなという、そういう何か動態な、見直しを含んだことを考えていければなど思っている。
- ・大切なのは、何故できなかったのかという原因と分析である。人権施策というものを考える上で、どういう進行管理が適切かどうか。
- ・市が行っている人権啓発、人権教育を、学校などで児童生徒に対しても行っている。人権に関する催しをたくさん行っている。そうした努力が本当に、どのように個々の人権問題を抱えている人に届いているのだろうか、あるいは個々の市民が人権を侵害しては

いけないんだと、どの程度浸透しているのかという部分については、もう少しアンケートを取る等の個別のフィードバックがもう少し必要ではないか。

- ・苦情を集める目安箱みたいな人権保障のこういう制度があるが、今はSNS等の様々な媒体があるので、「こういう人権は侵害されたままである」等の生の声を聞いていかれる、直接、市の方と市民がお話をするといった制度も含めて検討していただきたい。

4 おわりに

本協議会は、その前身である「川崎市人権施策推進協議会」の役割を継承しながら、令和元年12月に制定された人権条例に基づき、基本計画の策定のほか、不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するための市長の附属機関として設置されました。

(※川崎市の人権施策に係る協議組織の変遷は文末を参照)

川崎市では、これまでも、人権課題に対して様々な取組を進めてきましたが、人権条例の制定を一つの契機として、全庁一丸となって、全力で、更なる高みを目指して、「不当な差別のない人権尊重のまちづくり」を推進していくこととしています。

現行基本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）」に基づく取組として、人権に関わる分野別の条例等との整合を図りながら、体系的にとりまとめた計画ですが、今後、策定する基本計画は、同法に基づく取組としての位置付けに加え、人権条例に基づき策定される計画としても位置付けられることとなります。

この答申でとりまとめた項目1から項目4までの4つの事項を十分に勘案した上で、基本計画が策定されるとともに、川崎市における人権施策が着実に推進されることを期待しています。

この答申の作成に当たって、それぞれの立場から御意見をいただいた各委員をはじめ、本協議会の関係者の皆様方に深く感謝を申し上げます。

○川崎市の人権施策に係る協議組織の変遷

平成11（1999）年に、要綱に基づき、「かわさき人権啓発推進協議会」が設置され、平成24（2012）年には、その名称を「かわさき人権施策推進協議会」に変更し、さらに、平成27（2015）年には、「川崎市附属機関設置条例（平成27年川崎市条例第1号）」の制定により、「川崎市人権施策推進協議会」に改組され、市長の附属機関として位置付けられました。

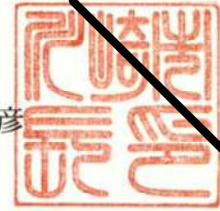
その後、令和元（2019）年12月の人権条例の制定に伴い、市長の附属機関として、基本計画の策定のほか、不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議する「川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会」として設置されました。

答申（参考資料）

2川市人第265号
令和2年8月31日

川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会
会長 建石真公子様

川崎市長 福田紀彦



第1期川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会への諮問について

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第35号）第6条第3項及び第10条第1項の規定により、次の事項について諮問します。

1 諮問事項

川崎市人権施策推進基本計画「人権かわさきイニシアチブ」の改定の方向性及び新たな人権課題への対応策について

2 諮問の理由

本市では、平成27年3月、川崎市人権施策推進基本計画を策定し、同計画に基づき、人権施策を総合的かつ計画的に推進しています。

令和元年12月に制定した「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」第6条第1項では「市長は、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、川崎市人権施策推進基本計画（中略）を策定するものとする」と規定し、同条例附則第2項では「この条例の施行の際現に策定されている川崎市人権施策推進基本計画は、第6条第1項の規定により策定された基本計画とみなす」と規定しています。

「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の理念を踏まえ、現行の川崎市人権施策推進基本計画については、今般、計画期間の満了（令和8年3月）前に、改定することを検討しており、その改定（策定）の方向性について、とりまとめていただくため諮問するものです。

また、社会状況の変化等により、インターネットを利用した人権侵害など、新たな人権課題も生じており、「人権を尊重し、共に生きる社会」を目指している本市としては、こうした新たな人権課題を再度認識し、着実に取組を進めていく必要があります。当該人権課題への対応策についても、とりまとめていただくため諮問するものです。

3 答申期限

- (1) 川崎市人権施策推進基本計画「人権かわさきイニシアチブ」の改定の方向性
令和3年3月31日
- (2) 新たな人権課題への対応策
令和4年3月31日

4 その他

今後の本市における人権施策の状況等により、優先的に調査審議を依頼する事項が生じた場合には、別途、諮問することがあります。

第 1 期川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会 審議経過**【第 1 回川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会】**

開催日時 令和 2 年 8 月 3 1 日（月） 午前 1 0 時～午前 1 1 時 3 0 分

○正副会長の選出

○審議事項

(1) 諮問

川崎市人権施策推進基本計画「人権かわさきイニシアチブ」の改定の方
向性及び新たな人権課題への対応策について

(2) 第 3 期川崎市人権施策推進協議会の取組内容について

(3) 年間スケジュール（案）について

○報告事項

(1) 川崎市人権施策推進基本計画「人権かわさきイニシアチブ」の概要説
明について

(2) 市民意識調査の項目について

○その他

【第 2 回川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会】

開催日時 令和 2 年 1 0 月 2 2 日（木） 午後 5 時～午後 7 時

○審議事項

(1) 「川崎市人権施策推進基本計画」について

(2) 基本計画の見直しの方向性について

ア 「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の規定事項

イ 施策体系図の構成（枠組み）

ウ 見直しの論点

(イ) 基本計画と「他の関係計画」との整合

(イ) 1 2 の分野別施策のあり方

(イ) 基本計画の進行管理（内部評価、外部評価）

○報告事項

(1) 「川崎市差別防止対策等審査会」の審議状況（概要）について

(2) 「川崎市多文化共生社会推進協議会」の審議状況（概要）について

○その他

【第3回川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会】

開催日時 令和2年12月21日（月） 午後2時30分～午後4時30分

○審議事項

「川崎市人権施策推進基本計画」の見直しの方向性について

- (1) 基本計画の構成及び計画期間
- (2) 基本計画の体系
- (3) 基本計画の進行管理

○報告事項

- (1) 「川崎市差別防止対策等審査会」の審議状況（概要）について
- (2) 「川崎市多文化共生社会推進協議会」の審議状況（概要）について

○その他

【第4回川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会】

開催日時 令和3年2月17日（水） 午後6時15分～午後8時15分

○審議事項

「川崎市人権施策推進基本計画」の見直しの方向性について

○報告事項

「川崎市差別防止対策等審査会」の審議状況（概要）について

○ その他

【第5回川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会】

開催日時 令和3年3月18日（木） 午前10時～正午

○審議事項

- (1) 「川崎市人権施策推進基本計画」の改定の方向性について（答申案）

○ その他

【答申】

開催日時 令和3年3月25日（木） 午前10時45分～午前11時

○「川崎市人権施策推進基本計画」の改定の方向性について（答申）

第 1 期川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会委員名簿

任 期：令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 3 1 日

(敬称略)

NO	氏 名	職業 ・ 役職等
1	あおき えみこ 青木 恵美子	川崎市地域女性連絡協議会 会長
2	あおき ゆきお 青木 幸夫	市民委員
3	いしわた かずみ 石渡 和実	東洋英和女学院大学人間科学部 教授
4	きたじま さとみ 北島 総美	公益財団法人川崎市身体障害者協会 評議員
5	さいしよ よしかず 最所 義一	弁護士
6	しまだ かずあき 嶋田 和明	川崎市教職員組合 執行委員長
7	たていし ひろこ ◎建石 真公子	法政大学法学部 教授
8	たに すみこ 峪 スミ子	川崎人権擁護委員協議会 委員
9	なかの ゆうじ ○中野 裕二	駒澤大学法学部 教授
10	ふくしば やすひろ 福芝 康祐	社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 事務局長
11	ほしかわ みよこ 星川 美代子	川崎市民生委員児童委員協議会 常任理事
12	やまぎし もとこ 山岸 素子	市民委員

◎会長 ○副会長

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日
法律第147号

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵（かん）養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例

令和元年12月16日
川崎市条例第35号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進（第3条～第10条）

第3章 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進
（第11条～第20条）

第4章 雑則（第21条・第22条）

第5章 罰則（第23条・第24条）

附則

川崎市は、日本国憲法及び日本国が締結した人権に関する諸条約の理念を踏まえ、あらゆる不当な差別の解消に向けて、一人ひとりの人間の尊厳を最優先する人権施策を、平等と多様性を尊重し、着実に実施してきた。

しかしながら、今なお、不当な差別は依然として存在し、本邦外出身者に対する不当な差別的言動、インターネットを利用した人権侵害などの人権課題も生じている。

このような状況を踏まえ、市、市民及び事業者が協力して、不当な差別の解消と人権課題の解決に向けて、人権尊重の理念の普及をより一層推進していく必要がある。

ここに、川崎市は、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、不当な差別のない人権尊重のまちづくりに関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権に関する施策の基本となる事項及び本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する事項を定めることにより、人権尊重のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって人権を尊重し、共に生きる社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不当な差別 人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする不当な差別をいう。
- (2) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号。以下「法」という。）第2条に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動をいう。

第2章 不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進

（市の責務）

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

（市民及び事業者の責務）

第4条 市民及び事業者は、市の実施する不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（不当な差別的取扱いの禁止）

第5条 何人も、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない。

（人権施策推進基本計画）

第6条 市長は、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、川崎市人権施策推進基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権に関する施策の基本理念及び基本目標
- (2) 人権に関する基本的施策
- (3) その他人権に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（人権教育及び人権啓発）

第7条 市は、不当な差別を解消し、並びに人権尊重のまちづくりに対する市民及び事業者の理解を深めるため、人権教育（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第2条に規定する人権教育をいう。）及び人権啓発（同条に規定する人権啓発をいう。）を推進するものとする。

（人権侵害による被害に係る支援）

第8条 市は、インターネットを利用した不当な差別その他の人権侵害による被害の救済を図るため、関係機関等と連携し、相談の実施、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(情報の収集及び調査研究)

第9条 市は、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(人権尊重のまちづくり推進協議会)

第10条 第6条第3項に定めるもののほか、不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員12人以内で組織する。

3 委員は、学識経験者、関係団体の役職員及び市民のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 第3項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

7 臨時委員は、前項の規定による調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 協議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

10 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

(この章の趣旨)

第11条 市は、法第4条第2項の規定に基づき、市の実情に応じた施策を講ずることにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を図るものとする。

(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止)

第12条 何人も、市の区域内の道路、公園、広場その他の公共の場所において、拡声機（携帯用のものを含む。）を使用し、看板、プラカードその他これらに類する物を掲示し、又はビラ、パンフレットその他これらに類する物を配布することにより、本邦の域外にある国又は地域を特定し、当該国又は地域の出身であることを理由として、次に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせてはならない。

(1) 本邦外出身者（法第2条に規定する本邦外出身者をいう。以下同じ。）をその居住する

地域から退去させることを煽動し、又は告知するもの

(2) 本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加えることを煽動し、又は告知するもの

(3) 本邦外出身者を人以外のものにととえるなど、著しく侮辱するもの
(勧告)

第13条 市長は、前条の規定に違反して同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせた者が、再び当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る国又は地域と同一の国又は地域の出身であることを理由とする同条の規定に違反する同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動（以下「同一理由差別的言動」という。）を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、その者に対し、地域を定めて、この項の規定による勧告の日から6月間、同一理由差別的言動を行い、又は行わせてはならない旨を勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

(命令)

第14条 市長は、前条第1項の規定による勧告に従わなかった者が、再び同一理由差別的言動を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、その者に対し、地域を定めて、この項の規定による命令の日から6月間、同一理由差別的言動を行い、又は行わせてはならない旨を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

(公表)

第15条 市長は、前条第1項の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わなかったときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 命令を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあっては、その代表者又は管理人の氏名

(2) 命令の内容

(3) その他規則で定める事項

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、前項に規定する川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴いて、第1項の規定に

よる公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表される者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(公の施設の利用許可等の基準)

第16条 市長は、公の施設（市が設置するものに限る。以下同じ。）において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがある場合における公の施設の利用許可及びその取消しの基準その他必要な事項を定めるものとする。

(インターネット表現活動に係る拡散防止措置及び公表)

第17条 市長は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用する方法による表現活動（他の表現活動の内容を記録した文書、図画、映像等を不特定多数の者による閲覧又は視聴ができる状態に置くことを含む。以下「インターネット表現活動」という。）のうち次に掲げるものが本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当すると認めるときは、事案の内容に即して、当該インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(1) 市の区域内で行われたインターネット表現活動

(2) 市の区域外で行われたインターネット表現活動（市の区域内で行われたことが明らかでないものを含む。）で次のいずれかに該当するもの

ア 表現の内容が特定の市民等（市の区域内に住所を有する者、在勤する者、在学する者その他市に関係ある者として規則で定める者をいう。以下同じ。）を対象としたものであると明らかに認められるインターネット表現活動

イ アに掲げるインターネット表現活動以外のインターネット表現活動であって、市の区域内で行われた本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容を市の区域内に拡散するもの

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該インターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨、当該インターネット表現活動に係る表現の内容の概要及びその拡散を防止するために講じた措置その他規則で定める事項を公表するものとする。ただし、これを公表することにより第11条の趣旨を阻害すると認められるときその他特別の理由があると認められるときは、公表しないことができる。

3 前2項の規定による措置及び公表は、市民等の申出又は職権により行うものとする。

4 市長は、第1項及び第2項の規定による措置及び公表をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、第2項の規定による公表をするに当たっては、当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容が拡散することのないよう十分に留意しなければならない。

(差別防止対策等審査会)

第18条 第13条第2項本文、第14条第2項本文、第15条第2項及び前条第4項に定めるもののほか、不当な差別の解消のために必要な事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市差別防止対策等審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、委員5人以内で組織する。

3 委員は、学識経験者のうちから市長が委嘱する。

4 第10条第4項から第10項までの規定は、審査会について準用する。

（審査会の調査審議手続）

第19条 審査会は、市長又は第17条第4項の規定により調査審議の対象となっているインターネット表現活動に係る同条第3項の規定による申出を行った市民等に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を述べさせることその他必要な調査を行うことができる。

2 審査会は、第13条第2項本文、第14条第2項本文若しくは第15条第2項の規定により調査審議の対象となっている者又は前項のインターネット表現活動を行ったと認められる者に対し、相当の期間を定めて、書面により意見を述べる機会を与えることができる。

3 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に第1項の規定による調査を行わせることができる。

（表現の自由等への配慮）

第20条 この章の規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第4章 雑則

（報告及び質問）

第21条 市長は、第13条から第15条までの規定の施行に必要な限度において、第12条の規定に違反して同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、若しくは行わせたと認められる者又は第13条第1項の規定による勧告若しくは第14条第1項の規定による命令に従わなかったと認められる者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（委任）

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第23条 第14条第1項の規定による市長の命令に違反した者は、500,000円以下の罰金に処する。

第24条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第6条第3項、第10条、第11条及び第16条から第20条までの規定 令和2年4月1日

(2) 第12条から第15条まで、第21条及び第5章の規定 令和2年7月1日

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に策定されている川崎市人権施策推進基本計画は、第6条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

「川崎市人権施策推進基本計画」
の改定の方角性について
— 答 申 —

川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会
令和3（2021）年3月

（事務局）川崎市 市民文化局 人権・男女共同参画室

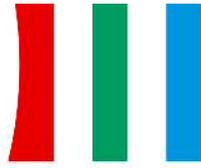
〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティビル9階

電 話（044）200-2315

FAX（044）200-3914

Eメール 25zinken@city.kawasaki.jp



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市